



24文科生第40号
平成24年4月9日

各都道府県知事 殿
各都道府県教育委員会

文部科学省生涯学習政策局長
合田 隆史

(印影印刷)

学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する
省令等の施行等について（通知）

このたび、別添1のとおり、「学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令（平成24年文部科学省令第14号）」が平成24年3月30日に公布され、平成24年4月1日から施行されました。

今回の改正の趣旨は、「新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）」、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）（平成23年1月31日 中央教育審議会）」及び「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究報告（平成23年3月 専修学校教育の振興方策等に関する調査研究協力者会議）」における提言等を踏まえ、社会人等の多様な学習者のライフスタイルに即した教育環境の整備を図る等の観点から、専修学校における単位制及び通信制の教育の実施を可能とするものです。

また、これらの省令の改正に併せて、「学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示（平成24年文部科学省告示第70号）」が平成24年3月30日に公布され、平成24年4月1日から施行されています。

なお、今回の改正は、「地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）」を踏まえた、専修学校の設置基準等の見直しに係る地方公共団体からの要望等に基づき行うものであります。

これらの省令、告示等の概要及び留意事項等は、下記のとおりですので、十分御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようお取り計らい願います。

また、各都道府県教育委員会におかれましては、所管の学校に対して、各都道府県知事におかれましては、所轄の学校及び学校法人・準学校法人等に対して、このことを十分周知されるようお願いします。

記

第一 省令等の概要

I 省令の概要

1 専修学校における単位制の教育について

(1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部改正

ア 学年による教育課程の区分と各学年の課程の修了の認定

(i) 専修学校の昼間学科及び夜間等学科においては、学年による教育課程の区分を設け、各学年ごとに、当該学年における生徒の平素の成績を評価して、当該学年の課程の修了の認定を行うものとする（第183条の2第1項）。

(ii) (i)にかかわらず、専修学校の昼間学科及び夜間等学科においては、教育上有益と認めるときは、学年による教育課程の区分を設けないことができる（同条第2項）。

イ 全課程の修了の認定

専修学校の昼間学科及び夜間等学科において、全課程の修了を認めるに当たつては、専修学校設置基準に規定する要件を満たす者について行わなければならぬこと。なお、学年による教育課程の区分を設けない学科（以下「単位制による学科」という。）及び通信による教育を行う学科（以下「通信制の学科」という。）についても、専修学校設置基準に規定する要件を満たす者について行わなければならないこと（第183条の3）。

ウ 専修学校専門課程を修了した者の大学への編入学に関する基準

専修学校専門課程を修了した者の大学への編入学に関する学修量の基準については、単位制による学科及び通信制の学科にあっては、授業時数ではなく単位数により基準を定めることとするため、課程の修了に必要な総単位数が別に定める単位数以上であることとすること（第186条第1項第2号）。

(2) 専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の一部改正

ア 単位制による学科のうち昼間学科であるものの1年間の授業時数は、800単位時間以上であり、かつ、次の(i)及び(ii)に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ(i)及び(ii)に定める単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとする。（第20条第1項）。

(i) 高等課程又は一般課程 23単位

(ii) 専門課程 30単位

単位制による学科のうち夜間等学科であるものの1年間の授業時数は、450単位時間以上であり、かつ、次の(i)及び(ii)に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ(i)及び(ii)に定める単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとすること（同条第2項）。

(i) 高等課程又は一般課程 13単位

(ii) 専門課程 17単位

イ 単位制による学科を置く専修学校においては、専修学校の教育の機会に対する多様な要請にこたえ、当該専修学校における教育の目的に応じ、多様な授業科目の開設、複数の時間帯又は特定の時期における授業の実施その他の措置を講ずる

よう努めるものとすること（第21条）。

ウ 単位制による学科においては、一の授業科目を履修した生徒に対しては、専修学校の定めるところにより、審査、試験その他の専修学校の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとすること。（第22条）。

エ 単位制による学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとし、単位数を定めるに当たっては、次の（i）から（iii）の基準によることとすること（第23条第1項）。

（i）高等課程又は一般課程の単位制による学科

35単位時間の授業をもって1単位とする（同条第2項）。

（ii）専門課程の単位制による学科

1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとすること。（同条3項）。

（a）講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもって1単位とする。

（b）実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間の授業をもって1単位とすることができます。

（c）一の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、（a）及び（b）の基準を考慮して専修学校が定める時間の授業をもって1単位とする。

（iii）卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる（同条第4項）。

オ 単位制による学科を置く専修学校は、生徒が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、単位制による学科における全課程の修了要件として生徒が修得すべき単位数について、生徒が1年間又は1学期に履修する授業科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならないこと。（第24条）。

これは、期間内に過剰に履修する授業科目を登録すると、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位として構成することを標準とする単位制度の趣旨が損なわれるため、そのような事態を防ぐものであること。

カ 単位制による学科を置く専修学校は、専修学校の定めるところにより、生徒が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に当該単位制による学科の教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができること（第25条）。

本規定に基づく措置は、あくまで生徒個人の事情に即して個別に計画的な履修を認めることができるものであり、課程及び学科の修業年限を、当該教育課程全体の学修量を変更しないまま延長することはできないこと。

キ 単位制による学科を置く専修学校においては、科目等履修生（正規課程の授業科目を履修する当該専修学校の生徒以外の者（第15条））に対し、多様な教育の機会の確保について配慮するよう努めるものとすること（第26第1項）。

高等課程の単位制による学科を置く専修学校は、当該単位制による学科の生徒が当該専修学校に入学する前に、専修学校において科目等履修生として高等課程又は専門課程における授業科目を履修している場合、教育上有益と認めるときは、当該履修を入学した後の単位制による学科における授業科目の履修とみなし、その成果について単位を与えることができる（同条第2項）。

専門課程の単位制による学科を置く専修学校は、当該単位制による学科の生徒が当該専修学校に入学する前に専修学校において科目等履修生として専門課程における授業科目を履修している場合、教育上有益と認めるときは、当該履修を入学した後の当該単位制による学科における授業科目の履修とみなし、その成果について単位を与えることができる（同条第3項）。

この場合の入学後の単位制による学科において、授業科目の単位として認めることができる単位数の範囲は、当該単位制による学科の全課程の修了に必要な総単位数の2分の1をこえることができる。

ク 単位制による学科のうち昼間学科における全課程の修了要件は、当該学科に修業年限の年数以上在学し、次の(i)及び(ii)に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める単位数以上を修得することとする（第27条）。

(i) 高等課程又は一般課程

23単位に当該学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数

(ii) 専門課程

30単位に当該学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数

単位制による学科のうち夜間等学科であるものにおける全課程の修了要件は、当該学科に修業年限の年数以上在学し、次の(i)及び(ii)に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める単位数以上を修得することとする。

(i) 高等課程又は一般課程

13単位に当該学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が23単位を下回る場合にあっては、23単位）

(ii) 専門課程

17単位に当該学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が30単位を下回る場合にあっては、30単位）

ケ その他単位制による学科における履修した授業科目について、授業時数ではなく、修得した単位数により課程修了の認定を行うことに伴う必要な読み替えを行うこと（第28条）。

2 専修学校における通信制の教育について

(1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部改正

通信制の学科を置く専修学校については、学則中に学校教育法施行規則第4条1項各号に掲げる事項（修業年限、部科、教育課程など）のほか、次のア及びイに掲げる事項を記載しなければならないこと（第5条第1項及び第187条第2項）。

ア 通信教育を行う区域に関する事項

イ 面接による指導の実施に係る体制に関する事項

(2) 専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の一部改正

ア 専修学校の課程（高等・専門・一般課程）における教育上の基本となる組織（以下、「基本組織」という。）に、昼間学科又は夜間等学科を置くものは、通信制の学科（当該基本組織に置かれる昼間学科又は夜間等学科と専攻分野を同じくするものに限る。）を置くことができること（第5条第1項）。

通信制の学科は、通信による教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野について、置くことができること（同条第2項）。

この通信による教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野とは、例えば、既に国家資格者の養成施設の指定に関する基準等において通信制の教育の課程を置くことが既に認められているもの等が該当すること。

イ 通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業（以下「対面授業」という。）の授業時数は、1年間にわたり120単位時間以上とすること（第29条）。

ウ 通信制の学科における授業は、①印刷教材その他これに準ずる教材を送付又は指定し、主としてこれらにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）と、②対面授業との併用により行うものとすること（第30条第1項）。

通信制の学科においては、①及び②の授業のほか、③メディアを利用して行う授業（専修学校設置基準第13条第1項の方法による授業。以下「遠隔授業」という。）を加えて行うことができるものとすること（同条第2項）。

印刷教材等による授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとすること（同条第3項）。

エ 通信制の学科における授業は、定期試験等を含め、年間を通じて適切に行うものとすること（第31条）。

オ 通信制の学科を置く専修学校は、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとすること（第32条）。

カ 通信制の学科を置く専修学校は、主たる校地から遠く隔たった場所に面接による指導を行うための施設（サテライト施設）を設ける場合には、主たる校地において指導を行う教員組織との連携を図りつつ、当該施設における指導を適切に行うための体制を整えるものとすること。この場合において、当該施設は、主たる校地の所在する都道府県の区域内に置かなければならないこと（第33条）。

キ 単位制による学科に係る諸規定（上記1の（2）のイからキまでの事項）について、通信制の学科を置く専修学校及び通信制の学科に準用すること（第34条）。

ク 通信制の学科における印刷教材等による授業の授業科目について、単位数を定

めるに当たっては、次の(i)及び(ii)の基準により単位数を計算するものとすること（第35条）。

(i) 高等課程又は一般課程

35時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもって1単位とする。

(ii) 専門課程

45時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもって1単位とする。

ケ 一の授業科目について、印刷教材等による授業と対面授業又は遠隔授業との併用により行う場合においては、その組合せに応じ、対面授業等による授業科目に係る単位数の基準と印刷教材等による授業科目の単位数の基準を考慮して、当該授業科目の単位数を定めるものとすること（第36条）。

コ 通信制の学科における全課程の修了要件は、次の(i)及び(ii)のいずれにも該当することとすること（第37条）。

(i) 当該学科に修業年限の年数以上在学し、次に定める単位数以上を修得すること

(a) 高等課程又は一般課程

13単位に当該学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数
(当該単位数が23単位を下回る場合にあっては、23単位)

(b) 専門課程

17単位に当該学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数
(当該単位数が30単位を下回る場合にあっては、30単位)

(ii) 120単位時間に当該学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の対面授業を履修すること。

サ その他通信制の学科における履修した授業科目について授業時数ではなく、修得した単位数により課程修了の認定を行うことに伴う必要な読替えを行うこと（第38条）。

シ 通信制の学科を置く専修学校における教員の数は、別表第1に定める数と新たに別表第3で定める数とを合計した数以上とすること（第40条第1項）。

通信制の学科を置く専修学校において、当該専修学校の教員の数（昼間学科、夜間等学科及び通信制の学科の教員数の合計数）の半数以上は、専任の教員（専ら当該専修学校における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあっては、当該校長を含む。）でなければならないこととすること。ただし、当該専任の教員の数は、3人を下ることができないこととすること（同条第2項）。

専修学校は、その設置する通信制の学科において、次の(i)又は(ii)に掲げる場合のいずれかに該当するときは、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員することとすること（別表第3備考第2項各号）。

(i) 科目等履修生（第15条の規定により当該専修学校の生徒以外の者で当該専修学校の1又は複数の科目を履修する者）その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

(ii) 主たる校地から遠く離れた場所に面接による指導を行うための施設（サテライト施設）を設ける場合

ス 通信制の学科を置く専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、教室、教員室、事務室その他必要な施設を備えるほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとすること（第48条第1項）。

通信制の学科を置く専修学校の校舎面積は、当該専修学校の昼間学科又は夜間等学科の校舎について第47条の規定に準じて算定した面積と、当該専修学校の通信制の学科の校舎について新たに別表第4で定める面積とを合計した面積以上とすること。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないこと（同条第2項）。

当該校舎面積は、一の課程のみを置く専修学校で別表第4イの表に定める一の分野についてのみ通信制の学科を置くものについては、同表により算定した面積以上としたこと（同条第2項第1号）。また、二以上の課程を置く専修学校又は一の課程のみを置く専修学校で二以上の分野について通信制の学科を置くものについては、これらの課程ごとの分野のうち別表第4イの表第4欄の生徒総定員80人までの面積が最大であるいずれか一の分野について同表により算定した面積と、それ以外の分野についてそれぞれ別表第4ロの表により算定した面積とを合計した面積以上としたこと（同条第2項第2号イ及びロ）。

専修学校は、その設置する通信制の学科において、次の(i)又は(ii)に掲げる場合のいずれかに該当するときは、教育に支障のないよう、相当の面積を増加することとする（別表第4備考第2項各号）。

- (i) 科目等履修生その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合
- (ii) 主たる校地から遠く離れた場所に面接による指導を行うための施設（サテライト施設）を設ける場合

3 専修学校の単位制及び通信制の教育の制度化に伴うその他の専修学校設置基準の諸規定の改正について

- (1) これまでの昼間において授業を行う学科を「昼間学科」と、夜間その他特別な時間において授業を行う学科を「夜間等学科」ということとしたこと（第4条）。
- (2) 昼間学科及び夜間等学科、単位制による昼間学科及び夜間等学科並びに通信制の学科の複数の学科についてそれぞれ規定したことに伴い、第3章の「教育課程等」の章の中に、「第一節 通則」、「第二節 昼間学科及び夜間等学科の教育課程等」、「第三節 単位制による昼間学科及び夜間等学科の教育課程等」及び「第四節 通信制の学科の教育課程等」のそれぞれの学科に関する節を設けたこと（第3章）。
- (3) これまで通達（「学校教育法の一部を改正する法律等の施行について（昭和51年1月23日文管振第85号）」において示してきた専修学校の授業の単位時間について、一単位時間は、50分とすることを標準とすることを、専修学校設置基準に規定したこと（第9条）。ただし、教育上支障がない場合には45分でも差し支えないものであることとすること。

- (4) 昼間学科の授業時数は、1年間にわたり800単位時間以上とすること（第16条第1項）。
- 夜間等学科の授業時数は、1年間にわたり450単位時間以上とすること（同条第2項）
- (5) 昼間学科における全課程の修了要件は、800単位時間に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の授業科目を履修することとすること（第17条第1項）。
- 夜間等学科における全課程の修了要件は、450単位時間に修業年限の年数を乗じて得た授業時数（当該授業時数が800単位時間を下回る場合にあっては、800単位時間）以上の授業科目を履修することとすること（同条第2項）。
- (6) 専修学校の授業科目の授業時数を単位数に換算する際の規定について、換算が必要となる場合を、専修学校における生徒の学修の成果を証する必要がある場合としたこと。また、専修学校の専門課程の生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮することを規定したこと。（第18条及び第19条）。
- (7) 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の教員数について、次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとすること（別表第1備考第2項各号）。
- (i) 昼間学科と夜間等学科とを併せ置く場合
- (ii) 科目等履修生その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合
- (8) 昼間学科又は夜間等学科の校舎に係る校舎面積について、科目等履修生その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとすること（別表第2）。

II 告示の概要

- 1 専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号に関する規程（平成6年文部省告示第84号）の一部改正
- (1) 専門士の称号の付与に関する専修学校専門課程の要件について、「昼間学科又は夜間等学科のうち単位制による学科であるもの」及び「通信制の学科」の学修量に係る要件は、全課程の修了に必要な総単位数が62単位以上であることとすること（第2条第2号）。
- (2) 高度専門士の称号の付与に関する専修学校専門課程の要件について、「昼間学科又は夜間等学科のうち単位制による学科であるもの」及び「通信制の学科」の学修量に係る要件は、全課程の修了に必要な総単位数が124単位以上であることとすること（第3条第2号）。

なお、「専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（平

成17年文部科学省告示第137号)、「専修学校の専門課程を修了した者が大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数(平成10年文部省告示第125号)及び「専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学(短期大学を除く。)の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準(平成17年文部科学省告示第138号)」についても、学修量を単位修得による学修評価の方法がとられることに応じた、改正を行うものであること

2 専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修(平成11年文部省告示第184号)の一部改正

専修学校設置基準第11条により、専修学校における授業科目の履修とみなすことができる専修学校以外の教育施設等における学修について、単位制による教育の制度化に伴う生徒において選択することができる学習内容の充実に向けて、次の(1)から(3)に掲げる学修を新たに追加することとすること。

- (1) 高等学校の専攻科における学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの(第1項第1号)。
- (2) 短期大学、高等専門学校又は専修学校が付随事業として提供する公開講座その他の学習機会における学修(第1項第3号)。

短期大学、高等専門学校又は専修学校が付随事業として提供する公開講座その他の学習機会における学修には、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第3項に基づき都道府県等から委託を受けて行う公共職業訓練における学修及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第1項に基づき厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練(求職者支援制度による職業訓練)における学修も含まれること。なお、当該職業訓練は、訓練修了後に訓練修了者を就職させることを目的とするものであるため、訓練修了直後に、専修学校の正規課程における学科等へ入学させるような取扱(例えば、接続のコースを設け、募集を行うなど)は差し控えなければならないこと。

- (3) 職業能力開発促進法第15条の6第1項各号に規定する施設において行われる職業訓練に係る学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの(第1項第4号)。

職業能力開発促進法第15条の6第1項各号に規定する施設において行われる職業訓練とは、職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校の施設内で実施するものが該当すること。

第二 留意事項

I 通信制の学科の設置に係る手続

通信制の教育を新たに行なうことは、専修学校の「目的の変更」に当たるため、通信制の学科を新設する場合には、当該学科の設置に係る学則の変更に伴う所轄庁への届出(学

校教育法第131条)と併せて、目的の変更に係る所轄庁の認可(同法第130条)を要すること。

II 各授業科目的単位数

専門課程における授業科目的単位数は、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位として構成することを標準とするものであり、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業時間と授業時間外の予習、復習等の学修を合わせて45時間となるように、各授業科目的単位数を構成しなければならないこと。

III 通信制の学科の設置を認める専攻分野

通信制の学科を置くことができる、昼間学科又は夜間等学科と専攻分野を同じくするものとは、専修学校教育の大分類の8分野よりも厳密な教育内容の相同性を求めるものとすること。

IV サテライト施設の取扱

サテライト施設及びその用地は、専修学校の校舎・校地に含まれるため、

- ・ 通信制の学科の設置時の認可・届出時に添える校地校舎等の図面(学校教育法施行規則第3条、第11条)には、サテライト施設の図面を含めること。
- ・ 既設の通信制の学科がサテライト施設の開設又は閉鎖等を行う場合には、校地校舎等の変更の届出(学校教育法施行令第24条の3)を要すること。
- ・ その位置及び環境は教育上及び保健衛生上適切なものでなければならないこと。

第三 地域主権戦略大綱を踏まえた専修学校設置基準等の内容の明確化

I 経緯

平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」においては、「専修学校の設置基準等については、地方公共団体からの具体的な要望等を確認し、支障がない場合には、当該部分について、基準自体の見直し又は条例委任を行う。」とされた。これを受けて、文部科学省から各都道府県に対し、現行の専修学校設置基準等に関する具体的な要望を確認するための調査を実施したところ、専修学校における単位制・通信制の教育の制度化に関する要望とともに、「現行の専修学校設置基準等においては、各都道府県が条例等により個別具体的な基準を設けることが可能である事項があるにもかかわらず、当該事項について十分に把握・認識できていない都道府県があること」が確認された。

これを踏まえ、学校教育法(昭和22年法律第26号)、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)及び専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)において規定されている専修学校の設置基準等に関して、地域の実態その他特別の事情に基づき各都道府県が個別具体的な基準を定めることが可能である事項の例を示すこととする。

II 都道府県において個別具体的な基準を定めることが可能である事項の例

1 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)

学校教育法施行規則第185条においては、「専修学校には、校長及び教員のほか、助手、事務職員その他の必要な職員を置くことができる。」とされているが、各都道府県においては、必ず置かなければならない具体的な職員の職種（例えば、学校医を原則1人以上置くことなど）等について定めることができる。

2 専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）

（1）同時に授業を行う生徒（第6条関係）

専修学校設置基準第6条においては、「専修学校において、一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。」とされているが、各都道府県においては、教育上支障のない場合と認められる具体的な要件（例えば、当該授業が恒常的に行われるものでないことなど）、40人以上となる場合の生徒数の上限（例えば、50人を超えないことなど）等を定めることができる。

（2）昼間学科と夜間等学科とを併せ置く場合の教員数（別表第1関係）

専修学校設置基準別表第1備考第2項第1号においては、「昼間学科と夜間等学科とを併せ置く場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。」とされているが、各都道府県においては、増員する教員数の具体的な基準（例えば、別表第1で算定した教員数の3分の1に相当する数など）等を定めることができる。

（3）施設及び設備等（第5章関係）

ア 校地及び校舎の位置及び環境（第44条関係）

専修学校設置基準第44条においては、「専修学校の校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものでなければならない。」とされているが、各都道府県においては、教育上及び保健衛生上適切な環境に係る具体的な要件（校地の周囲に遊技場、ばい煙その他の影響をもたらす工場等の施設がないことなど）等について定めることができる。

イ 校舎として建物を区分所有する場合の要件等（第44条関係）

専修学校設置基準第44条においては、「専修学校の校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものでなければならない。」とされており、校舎として建物を区分所有する場合の要件等が定められていないが、各都道府県においては、具体的な要件（例えば、校舎として使用する部分が1つの階全体であり、複数階にまたがる場合は連続した階であることなど）等について定めることができる。

ウ 校舎の面積（第47条及び第48条関係）

専修学校設置基準第47条及び第48条においては、専修学校の校舎全体の面積について規定しつつ、「地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。」とされているが、各都道府県においては、生徒の適切な学習環境を担保するため、教室の1室当たりの面積（例えば、

同時に授業を行う生徒1人当たり1.5m²以上など)等について定めることができるのこと。

エ 夜間において授業を行う場合の照明設備(第50条関係)

専修学校設置基準第50条においては、「夜間において授業を行う専修学校は、適当な照明設備を備えなければならない。」とされているが、各都道府県においては、具体的な照明設備の要件(例えば、教室及び黒板の照度は500ルクス以上であることなど)等について定めることができるうこと。

【本件担当】

文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室
専修学校第一係
TEL 03-5253-4111(内線:2939)
FAX 03-6734-3715
E-Mail syosensy@mext.go.jp

○文部科学省令第十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百二十四条、第一百二十八条及び第一百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

文部科学大臣 平野 博文

学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「並びに第三項」を「、第三項並びに第一百八十七条第二項第一号及び第二号」に改める。

第一百八十三条の次に次の二条を加える。

第一百八十三条の二 専修学校設置基準第三条第一項の規定により置かれる専修学校の学科のうち、同令第四条第一項に規定する昼間学科及び夜間等学科においては、学年による教育課程の区分を設け、各学年ごとに、当該学年における生徒の平素の成績を評価して、当該学年の課程の修了の認定を行うものとす

る。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する学科においては、教育上有益と認めるときは、学年による教育課程の区分を設けないことができる。

第一百八十三条の三 前条第一項に規定する学科において、全課程の修了を認めるに当たつては、専修学校設置基準第十七条（前条第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科にあつては同令第二十七条、同令第五条第一項に規定する通信制の学科にあつては同令第三十七条）に規定する要件を満たす者について行わなければならない。

第一百八十六条第一項第二号に次のただし書を加える。

ただし、第一百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科及び専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科にあつては、課程の修了に必要な総単位数が別に定める単位数以上であること。

第一百八十七条中「第四条」を「第四条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科を置く専修学校については、前項で準用する

第三条の学則中に、前項で準用する第四条第一項各号に掲げる事項のほか、次の事項を記載しなければならない。

- 一 通信教育を行う区域に関する事項
 - 二 面接による指導の実施に係る体制に関する事項
- 第一百八十九条中「、第五十七条」を削る。

(専修学校設置基準の一部改正)

第一条 専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第一号)の一部を次のように改正する。

「第三章 教育課程等

第一節 通則(第八条—第十五条)

目次中「第三章 教育課程等(第八条—第十六条)」を 第二節 昼間学科及び夜間等学科の教育課程 第三節 単位制による昼間学科及び夜間等学科の教育課程 第四節 通信制の学科の教育課程等(第二

程等（第十六条—第十九条）

に、「第十七条—第二十条」を「第三十九条—四十三条」

学科の教育課程等（第二十条—第二十八条）

十九条—第三十八条）

」

に、「第二十一条—第二十八条」を「第四十四条—五十二条」に改める。

第二条第一項中「組織」の下に「（以下「基本組織」という。）」を加え、同条第二項中「前項の組織」を「基本組織」に改める。

第三条第一項中「前条第一項の組織には、」を「基本組織には、専攻により」に改める。

第四条中「第二条第一項の組織には、」を「基本組織には、昼間において授業を行う学科（以下「昼間学科」という。）又は」に、「夜間学科等」を「夜間等学科」に改める。
第五条を次のように改める。

（通信制の学科の設置）

第五条　昼間学科又は夜間等学科を置く基本組織には、通信による教育を行う学科（当該基本組織に置かれる昼間学科又は夜間等学科と専攻分野を同じくするものに限る。以下「通信制の学科」という。）を置くことができる。

2　通信制の学科は、通信による教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野について置くことができる。

第三章中第八条の前に次の節名を付する。

第一節 通則

第二十八条を第五十二条とし、第二十五条から第二十七条までを二十四条ずつ繰り下げる。

第二十四条の見出しを「（昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積）」に改め、同条中「専修学校の」を「昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の」に改め、「定める」の下に「区分に応じ、当該各号に定める」を加え、同条第一号中「ものにあつては、別表第二イ」を「もの 別表第二イ」に、同条第二号中「ものにあつては、次の」を「もの 次の」に改め、同条を第四十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(通信制の学科を置く専修学校の校舎等)

第四十八条 通信制の学科を置く専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、当該通信制の学科に係る第四十六条各項に規定する施設を備えるほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようとするものとする。

2 通信制の学科を置く専修学校の校舎の面積は、当該専修学校の昼間学科又は夜間等学科の校舎について前条の規定に準じて算定した面積と、当該専修学校の通信制の学科の校舎について次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とを合計した面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

一 一の課程に一の分野についてのみ通信制の学科を置くもの 別表第四イの表により算定した面積
二 一の課程に二以上の分野について通信制の学科を置くもの又は二若しくは三の課程にそれぞれ一若しくは二以上の分野について通信制の学科を置くもの 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積
イ これらの課程ごとの分野のうち別表第四イの表第四欄の生徒総定員八十人までの面積が最大となるいづれか一の分野について同表により算定した面積

口 これらの課程ごとの分野のうち前イの分野についてそれぞれ別表第四口の表により算定した面積を合計した面積

第二十三条を第四十六条とし、第十八条から第二十二条までを二十三条ずつ繰り下げる。

第十七条の見出しを「（昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の教員数）」に改め、同条第一項中「専修学校に置かなければならない」を「昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校における」に、「ところによる」を「数以上とする」に改め、同条第二項中「常勤の」を「専ら当該専修学校における教育に従事する」に改め、「含む。」の下に「以下この項及び次条第二項において同じ。」を、「ただし、」の下に「当該」を加え、同条第三項を削り、同条を第三十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（通信制の学科を置く専修学校の教員数）

第四十条 通信制の学科を置く専修学校における教員の数は、別表第一に定める数と別表第三に定める数とを合計した数以上とする。

2 前項の教員の数の半数以上は専任の教員でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は三人を下ることができない。

第十六条第一項中「専門課程の」を「専門課程における生徒の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した」に、「場合において」を「とき」に改め、「標準とし」の下に「、専修学校の教育の特性を踏まえつつ」を加え、「単位数に換算する」を「行う」に改め、第三章中同条を第十九条とし、同条の次に次の二節を加える。

第三節 単位制による昼間学科及び夜間等学科の授業課程等

（単位制による昼間学科及び夜間等学科の授業時数）

第二十条 第十六条第一項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第一百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下「単位制による学科」という。）のうち昼間学科であるものの一年間の授業時数は、八百単位時間以上であり、かつ、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとする。

- 一 高等課程又は一般課程 二十三単位
- 二 専門課程 三十単位

2 第十六条第二項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち夜間等学科であるものの一年間の授業

時数は、四百五十単位時間以上であり、かつ、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとする。

一 高等課程又は一般課程 十三単位

二 専門課程 十七単位

(多様な授業科目の開設等)

第二十一条 単位制による学科を置く専修学校においては、専修学校における教育の機会に対する多様な要請にこたえ、当該専修学校の教育の目的に応じ、多様な授業科目の開設、複数の時間帯又は特定の時期における授業の実施その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(単位の授与)

第二十二条 単位制による学科においては、一の授業科目を履修した生徒に対しては、専修学校の定めるところにより、審査、試験その他の専修学校の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

(各授業科目の単位数)

第二十三条 単位制による学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。

2 高等課程又は一般課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに当たつては、三十五単位時間の授業をもつて一単位とする。

3 専門課程における授業科目について、第一項の単位数を定めるに当たつては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とすることができます。

三 一の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち二以上の方の併用

により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。

4 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(履修科目の登録の上限)

第二十四条 単位制による学科を置く専修学校は、生徒が各年次にわたりて適切に授業科目を履修するため、単位制による学科における全課程の修了の要件として生徒が修得すべき単位数について、生徒が一年間又は一学期に履修する授業科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第二十五条 単位制による学科を置く専修学校は、専修学校の定めるところにより、生徒が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に当該単位制による学科の教育課程

程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(単位制による学科を置く専修学校における科目等履修生)

第二十六条 単位制による学科を置く専修学校においては、第十五条の規定により専修学校の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、多様な教育の機会の確保について配慮するよう努めるものとする。

2 高等課程の単位制による学科を置く専修学校は、当該単位制による学科の生徒が当該専修学校に入学する前に科目等履修生として専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目を履修している場合、教育上有益と認めるときは、当該科目等履修生としての履修を、当該入学した専修学校の高等課程の単位制による学科における授業科目の履修とみなし、その成果について単位を与えることができる。

3 専門課程の単位制による学科を置く専修学校は、当該単位制による学科の生徒が当該専修学校に入学する前に科目等履修生として専修学校の専門課程における授業科目を履修している場合、教育上有益と認めるときは、当該科目等履修生としての履修を、当該入学した専修学校の専門課程の単位制による学科における授業科目の履修とみなし、その成果について単位を与えることができる。

(単位制による学科における全課程の修了要件)

第二十七条 第十七条第一項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち昼間学科における全課程の修了の要件は、当該昼間学科に修業年限の年数以上在学し、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数以上を修得することとする。

- 一 高等課程又は一般課程 二十三単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数

二 専門課程 三十単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数

2 第十七条第二項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち夜間等学科であるものにおける全課程の修了の要件は、当該夜間等学科に修業年限の年数以上在学し、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に掲げる単位数以上を修得することとする。

- 一 高等課程又は一般課程 十三単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数 (当該単位数が二十三単位を下回る場合にあつては、二十三単位)

二 専門課程 十七単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数 (当該单

位数が三十単位を下回る場合にあつては、三十単位)

(単位制による学科に係る読替え)

第二十八条 単位制による学科に係る第十条から第十三条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第十条、第十一条第一項及び第三項並びに第十二条第一項及び第三項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一条第二項及び第十二条第二項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十一条第四項及び第十二条第四項の規定中「当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十二条第二項及び第四項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

第四節 通信制の学科の教育課程等

(通信制の学科の授業時数)

第二十九条 通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業（以下「対面

授業」という。) の授業時数は、一年間にわたり百二十単位時間以上とする。

(通信制の学科における授業の方法等)

第三十条 通信制の学科における授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付又は指定し、主としてこれらにより学修させる授業(以下「印刷教材等による授業」という。)と対面授業との併用により行うものとする。

2 通信制の学科においては、前項に掲げる授業のほか、第十三条第一項の方法による授業(以下「遠隔授業」という。)を加えて行うことができる。

3 印刷教材等による授業の実施に当たつては、添削等による指導を併せ行うものとする。

第三十一条 通信制の学科における授業は、定期試験等を含め、年間を通じて適切に行うものとする。

(通信制の学科における添削等のための組織等)

第三十二条 通信制の学科を置く専修学校は、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適當な組織等を設けるものとする。

(主たる校地から遠く離たつた場所に設けられる施設における指導の体制等)

第三十三条 通信制の学科を置く専修学校は、主たる校地から遠く隔たつた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合には、主たる校地において指導を行う教員組織との連携を図りつつ、当該施設における指導を適切に行うための体制を整えるものとする。この場合において、当該施設は、主たる校地の所在する都道府県の区域内に置かなければならない。

(授業科目の開設等に関する規定の準用)

第三十四条 第二十二条及び第二十三条から第二十六条までの規定は、通信制の学科を置く専修学校に、第二十二条及び第二十三条の規定は通信制の学科に準用する。

(印刷教材等による授業科目の単位数)

第三十五条 通信制の学科における印刷教材等による授業の授業科目について単位数を定めるに当たっては、前条において準用する第二十三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める基準により単位数を計算するものとする。

- 一 高等課程又は一般課程 三十五時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて一単位とする。
- 二 専門課程 四十五時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて一単位とする。

第三十六条 一の授業科目について、印刷教材等による授業と対面授業又は遠隔授業との併用により行う場合においては、その組合せに応じ、第三十四条において準用する第二十三条第二項及び第三項並びに前条に規定する基準を考慮して、当該授業科目の単位数を定めるものとする。

(通信制の学科における全課程の修了要件)

第三十七条 通信制の学科における全課程の修了の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 当該通信制の学科に修業年限の年数以上在学し、次のイ及びロに掲げる課程の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数以上を修得すること

イ 高等課程又は一般課程 十三単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が二十三単位を下回る場合にあつては、二十三単位）

ロ 専門課程 十七単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が三十単位を下回る場合にあつては、三十単位）

二百二十単位時間に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の対

面授業を履修すること

(通信制の学科に係る読替え)

第三十八条 通信制の学科に係る第十条から第十三条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第十条、第十一条第一項及び第三項並びに第十二条第一項及び第三項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一条第二項及び第十二条第二項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十二条第二項及び第十四条第四項の規定中「当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十二条第二項及び第十四条第四項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

第十五条中「高等課程の」を「高等課程における生徒の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した」に、「場合において」を「とき」に、「三十五時間」を「三十五単位時間」に改め、同条を第十八条とする。

第十四条を第十五条とし同条の次に次の節名及び二条を加える。

第二節 昼間学科及び夜間等学科の教育課程等

(昼間学科及び夜間等学科の授業時数)

第十六条 昼間学科の授業時数は、一年間にわたり八百単位時間以上とする。

2 夜間等学科の授業時数は、一年間にわたり四百五十単位時間以上とする。

(昼間学科及び夜間等学科における全課程の修了要件)

第十七条 昼間学科における全課程の修了の要件は、八百単位時間に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の授業科目を履修することとする。

2 夜間等学科における全課程の修了の要件は、四百五十単位時間に修業年限の年数を乗じて得た授業時数（当該授業時数が八百単位時間を下回る場合にあつては、八百単位時間）以上の授業科目を履修することとする。

第十三条を第十四条とし、第十二条第二項中「課程」を「全課程」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条第一項中「第十四条」を「第十五条」に改め、同条第二項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第三項中「第十四条」を「第十五条」に改め、同条第四項中「第九条第二項」を「第十

条第二項」に改め、同条を第十二条とする。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の二条を加える。

（単位時間）

第九条 専修学校の授業における一単位時間は、五十分とすることを標準とする。

別表第一中「専修学校の教員数（第十七条関係）」を「昼間学科又は夜間等学科に係る教員数（第三十九条関係）」に改め、備考を次のように改める。

備考

一 この表の算式中生徒総定員はあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。

二 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。

イ 昼間学科と夜間等学科とを併せ置く場合

ロ 第十五条の規定により当該専修学校の生徒以外の者で当該専修学校の一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの

生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

別表第二中「専修学校の校舎面積（第二十四条関係）」を「昼間学科又は夜間等学科に係る校舎面積（第四十七条関係）」に改め、同表イ備考を次のように改める。

備考

一 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。（口の表において同じ。）

二 科目等履修生その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合には、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（口の表において同じ。）

別表第一の次に次の二表を加える。

別表第三 通信制の学科に係る教員数（第四十条関係）

課程の区分	学科の属する分野
ごとの生徒総定員	教員数

			の区分
		工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで
		三百一人から二千一百人まで	$3 + \frac{\text{生徒総定員} - 80}{60}$
		二百一人から八百人まで	$5 + \frac{\text{生徒総定員} - 200}{75}$
		八百一人から千七百人まで	$3 + \frac{\text{生徒総定員} - 800}{90}$
		千七百一人以上	$3 + \frac{\text{生徒総定員} - 1700}{105}$
	又は専門課程	八十人まで	3
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十一人から一千一百人まで	$3 + \frac{\text{生徒総定員} - 80}{60}$
		二百一人から六百五十人まで	$5 + \frac{\text{生徒総定員} - 200}{75}$
		六百五十七人から一千三百五十一人まで	$11 + \frac{\text{生徒総定員} - 650}{90}$

備考

			千三百七十一人以 上
		$19 + \frac{\text{生徒総定員} - 1370}{105}$	
工業關係、農業關 係、医療關係、衛 生關係、教育・社 会福祉關係、商業	八十人まで	3	
家政關係又は文化 ・教養關係	八十一人から一千 人まで	$3 + \frac{\text{生徒総定員} - 80}{60}$	
	二百一人から千百 人まで	$5 + \frac{\text{生徒総定員} - 200}{90}$	
	千百一人以上	$15 + \frac{\text{生徒総定員} - 1100}{105}$	

「」の表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野「」との生徒総定員をいう。

一 次に掲げる場合のいづれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。

イ 科目等履修生その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

ロ 主たる校地から遠く隔つた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合

別表第四 通信制の学科の校舎に係る校舎面積（第四十八条関係）

イ 基礎校舎面積の表

課程の区分 区分	課程の区分 する分野の区分	通信制の学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積 (平方メートル)
高等課 程又は 生関係又は教育・	工業関係、農業関係、医療関係、衛	八十人まで	260
八十一人以上			$260 + 1.8 \times (\text{生徒総定員} - 80)$

専門課	社会福祉関係	員-80)
程	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで 200
一般課	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十一人以上 $200 + 1.5 \times (\text{生徒総定員} - 80)$
程	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで 130 $130 + 1.5 \times (\text{生徒総定員} - 80)$
	八十一人以上	$130 + 1.4 \times (\text{生徒総定員} - 80)$

備考

一 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。（口の表において同じ。）

二次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（口の表において同じ。）

イ 科目等履修生その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

口 加算校舎面積の表

ロ 主たる校地から遠く隔つた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合

課程の区分		通信制の学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積
工業関係、農業関	八十人まで			
工 業 関 係 、 農 業 関 係	八 十 人 ま で	180		

程 一般課	程 専門課	高等課 程又は
飾・家政関係又は 商業実務関係、服	工業関係、農業関 係、医療関係、衛 生関係又は教育・ 社会福祉関係	係、医療関係、衛 生関係又は教育・ 社会福祉関係
八十人まで	八十一人以上 八十人まで 八十一人以上 八十人まで	八十一人以上 八十人まで $140 + 1.5 \times (\text{生徒総定員} - 80)$ $110 + 1.5 \times (\text{生徒総定員} - 80)$

文化・教養 関係

八十ー人以上

100+1.4×(出稼率)

(100-80)

附 則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

◎学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第五条 学則の変更は、前条第一項各号、第二項第一号及び第二号、第三項並びに第百八十七条第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る学則の変更とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第一百八十三条の二 専修学校設置基準第三条第一項の規定により置かれる専修学校の学科のうち、同令第四条第一項に規定する昼間学科及び夜間等学科においては、学年による教育課程の区分を設け、各学年ごとに、当該学年における生徒の平素の成績を評価して、当該学年の課程の修了の認定を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する学科においては、教育上有益と認めるときは、学年による教育課程の区分を設けないことができる。</p> <p>第一百八十三条の三 前条第一項に規定する学科において、全課程の修了を認めるに当たつては、専修学校設置基準第十七条(前条第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科にあつては同令第二十七条、同令第五条第一項に規定する通信制の学科にあつては同令第三十七条)に規定する要件を満たす者について行わなければならぬ。</p> <p>第一百八十六条 学校教育法第百三十二条に規定する文部科学大臣の定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 課程の修了に必要な総授業時数が別に定める授業時数以上である</p>	<p>第五条 学則の変更は、前条第一項各号、第二項第一号及び第二号並びに第三項に掲げる事項に係る学則の変更とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第一百八十六条 学校教育法第百三十二条に規定する文部科学大臣の定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 課程の修了に必要な総授業時数が別に定める授業時数以上である</p>
(新設)	

こと。ただし、第百八十三条の二第二項の規定により学年による教

こと。

育課程の区分を設けない学科及び専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科にあつては、課程の修了に必要な総単位数が別に定める単位数以上であること。

2 (略)

第百八十七条 第三条及び第四条第一項の規定は、専修学校の設置（高等課程等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。）の認可の申請について準用する。

専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科を置く専修学校については、前項で準用する第三条の学則中に、前項で準用する第四条第一項各号に掲げる事項のほか、次の事項を記載しなければならない。

一 通信教育を行う区域に関する事項

二 面接による指導の実施に係る体制に関する事項

第百八十九条 第五条の規定は専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出について、第十一条の規定は専修学校の目的の変更の認可の申請及び専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届出について、第六条、第七条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで、第五十八条、第六十条及び第六十六条から第六十八条までの規定は専修学校について、第一百六十四条の規定は専門課程を置く専修学校について、それぞれ準用する。この場合において、第十九条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する専修学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第二十七条中「大

2 (略)

第百八十七条 第三条及び第四条の規定は、専修学校の設置（高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。）の認可の申請について準用する。

（新設）

第百八十九条 第五条の規定は専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出について、第十一条の規定は専修学校の目的の変更の認可の申請及び専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届出について、第六条、第七条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十六条から第六十八条までの規定は専修学校について、第一百六十四条の規定は専門課程を置く専修学校について、それぞれ準用する。この場合において、第十九条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する専修学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第二十七条中「大

門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第百六十四条第一項中「第一百五条」とあるのは「第百三十三条第一項において準用する第一百五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第百二十五条第三項に規定する専修学校の専門課程」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準」とあるのは「専修学校設置基準」と、「第一百五条」とあるのは「第百三十三条第一項において準用する第一百五条」と読み替えるものとする。

学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第百六十四条第一項中「第一百五条」とあるのは「第百三十三条第一項において準用する第一百五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第百二十五条第三項に規定する専修学校の専門課程」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準」とあるのは「専修学校設置基準」と、「第一百五条」とあるのは「第百三十三条第一項において準用する第一百五条」と読み替えるものとする。

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行																			
(学科)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目次</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一章 総則（第一条）</td></tr> <tr> <td>第二章 組織編制（第二条—第七条）</td></tr> <tr> <td>第三章 教育課程等</td></tr> <tr> <td>第一節 通則（第八条—第十五条）</td></tr> <tr> <td>第二節 昼間学科及び夜間等学科の教育課程等（第十六条—第十九条）</td></tr> <tr> <td>第三節 単位制による昼間学科及び夜間等学科の教育課程等（第二十条—第二十八条）</td></tr> <tr> <td>第四節 通信制の学科の教育課程等（第二十九条—第三十八条）</td></tr> <tr> <td>第四章 教員（第三十九条—第四十三条）</td></tr> <tr> <td>第五章 施設及び設備等（第四十四条—第五十二条）</td></tr> <tr> <td>附則</td></tr> </tbody> </table> <p>第二章 組織編制 (教育上の基本組織)</p> <p>第二条 専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程には、専修学校の目的に応じた分野の区分ごとに教育上の基本となる組織（以下「基本組織」という。）を置くものとする。</p> <p>2 基本組織には、教育上必要な教員組織その他を備えなければならぬ。</p>	目次	第一章 総則（第一条）	第二章 組織編制（第二条—第七条）	第三章 教育課程等	第一節 通則（第八条—第十五条）	第二節 昼間学科及び夜間等学科の教育課程等（第十六条—第十九条）	第三節 単位制による昼間学科及び夜間等学科の教育課程等（第二十条—第二十八条）	第四節 通信制の学科の教育課程等（第二十九条—第三十八条）	第四章 教員（第三十九条—第四十三条）	第五章 施設及び設備等（第四十四条—第五十二条）	附則	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目次</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一章 総則（第一条）</td></tr> <tr> <td>第二章 組織編制（第二条—第七条）</td></tr> <tr> <td>第三章 教育課程等（第八条—第十六条）</td></tr> <tr> <td>第四章 教員（第十七条—第二十条）</td></tr> <tr> <td>第五章 施設及び設備等（第二十一条—第二十八条）</td></tr> <tr> <td>附則</td></tr> </tbody> </table> <p>第二章 組織編制 (教育上の基本組織)</p> <p>第二条 専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程には、専修学校の目的に応じた分野の区分ごとに教育上の基本となる組織を置くものとする。</p> <p>2 前項の組織には、教育上必要な教員組織その他を備えなければならぬ。</p>	目次	第一章 総則（第一条）	第二章 組織編制（第二条—第七条）	第三章 教育課程等（第八条—第十六条）	第四章 教員（第十七条—第二十条）	第五章 施設及び設備等（第二十一条—第二十八条）	附則	
目次																					
第一章 総則（第一条）																					
第二章 組織編制（第二条—第七条）																					
第三章 教育課程等																					
第一節 通則（第八条—第十五条）																					
第二節 昼間学科及び夜間等学科の教育課程等（第十六条—第十九条）																					
第三節 単位制による昼間学科及び夜間等学科の教育課程等（第二十条—第二十八条）																					
第四節 通信制の学科の教育課程等（第二十九条—第三十八条）																					
第四章 教員（第三十九条—第四十三条）																					
第五章 施設及び設備等（第四十四条—第五十二条）																					
附則																					
目次																					
第一章 総則（第一条）																					
第二章 組織編制（第二条—第七条）																					
第三章 教育課程等（第八条—第十六条）																					
第四章 教員（第十七条—第二十条）																					
第五章 施設及び設備等（第二十一条—第二十八条）																					
附則																					
(学科)																					

第三条 基本組織には、専攻により一又は二以上の学科を置くものとする。

2 前項の学科は、専修学校の教育を行うため適当な規模及び内容があると認められるものでなければならない。

第四条 基本組織には、昼間において授業を行う学科（以下「昼間学科」という。）又は夜間その他特別な時間において授業を行う学科（以下「夜間等学科」という。）を置くことができる。

（通信制の学科の設置）

第五条 昼間学科又は夜間等学科を置く基本組織には、通信による教育を行う学科（当該基本組織に置かれる昼間学科又は夜間等学科と専攻分野を同じくするものに限る。以下「通信制の学科」という。）を置くことができる。

2 通信制の学科は、通信による教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野について置くことができる。

第三章 教育課程等

第一節 通則

第八条 （略）

（単位時間）

第九条 専修学校の授業における一単位時間は、五十分とすることを標準とする。

第十条・第十一條 （略）

（入学前の授業科目の履修等）

第十二条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該高等課程に入学する前に行つた専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修（第十五条の規定により行つた授業科目の履修を含む。）並びに生徒が当該高等課程に入学する前に行つた前条第一項及び第五項に規定する

第三条 前条第一項の組織には、一又は二以上の学科を置くものとする。

2 前項の学科は、専修学校の教育を行うため適当な規模及び内容があると認められるものでなければならない。

第四条 第二条第一項の組織には、夜間その他特別な時間において授業を行う学科（以下「夜間学科等」という。）を置くことができる。

（授業時数）

第五条 専修学校の授業時数は、学科ごとに、一年間にわたり八百時間以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、夜間学科等にあつては、当該夜間学科等に係る修業年限に応じて前項の授業時数を減ずるものとする。ただし、この場合において一年間の授業時数は、四百五十時間を下ることができない。

第三章 教育課程等

第八条 （略）

（新設）

第九条・第十條 （略）

（入学前の授業科目の履修等）

第十二条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該高等課程に入学する前に行つた専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修（第十四条の規定により行つた授業科目の履修を含む。）並びに生徒が当該高等課程に入学する前に行つた前条第一項及び第五項に規定する

学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該高等課程において履修した授業時数以外のものについては、第十条第一項並びに前条第一項及び第五項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該専門課程に入学する前に行つた専修学校の専門課程における授業科目の履修（第十五条の規定により行つた授業科目の履修を含む。）並びに生徒が当該専門課程に入学する前に行つた前条第三項及び第五項に規定する学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該専門課程において履修した授業時数以外のものについては、第十条第二項並びに前条第三項及び第五項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

（授業の方法）

第十三条
（略）

2 前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の全課程の修了に必要な総授業時数のうち四分の三を超えないものとする。

第十四条・第十五条
（略）

（昼間学科及び夜間等学科の授業時数）
第二節 昼間学科及び夜間等学科の教育課程等

学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該高等課程において履修した授業時数以外のものについては、第九条第一項並びに前条第一項及び第五項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該専門課程に入学する前に行つた専修学校の専門課程における授業科目の履修（第十四条の規定により行つた授業科目の履修を含む。）並びに生徒が当該専門課程に入学する前に行つた前条第三項及び第五項に規定する学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該専門課程において履修した授業時数以外のものについては、第九条第二項並びに前条第三項及び第五項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

（授業の方法）

第十二条
（略）

2 前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の課程の修了に必要な総授業時数のうち四分の三を超えないものとする。

第十三条・第十四条
（新設）
（略）

（昼間学科及び夜間等学科の授業時数）

		第十六条　昼間学科の授業時数は、一年間にわたり八百単位時間以上とする。
2	（昼間学科及び夜間等学科における全課程の修了要件）	（新設）
	第十七条　昼間学科における全課程の修了の要件は、八百単位時間に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の授業科目を履修することとする。	
2	（夜間等学科における全課程の修了の要件は、四百五十単位時間に修業年限の年数を乗じて得た授業時数（当該授業時数が八百単位時間以下回る場合にあつては、八百単位時間）以上の授業科目を履修することとする。）	
	（授業時数の単位数への換算）	
	第十八条　専修学校の高等課程における生徒の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、三十五単位時間をもつて一単位とする。	
	第十九条　専修学校の専門課程における生徒の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、四十五時間の学修を必要とする内容の授業科目を一単位とすることを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつゝ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により行うものとする。	
1	一・二　（略）	
2	（略）	
	第三節　単位制による昼間学科及び夜間等学科の教育課程等	
	（単位制による昼間学科及び夜間等学科の授業時数）	
第二十条	第十六条第一項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第	

	（新設）	第十六条　専修学校の高等課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、四十五時間の学修を必要とする内容の授業科目を一単位とすることを標準とし、授業の方針に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数に換算するものとする。
2	（略）	
	（新設）	

百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下「単位制による学科」という。）のうち昼間学科であるものの一年間の授業時数は、八百単位時間以上であり、かつ、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数を修得せらるるために必要な授業時数を下らないものとする。

一 高等課程又は一般課程 二十三単位

二 専門課程 三十単位

2 第十六条第二項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち夜間等学科であるものの一年間の授業時数は、四百五十単位時間以上であり、かつ、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとする。

一 高等課程又は一般課程 十三単位

二 専門課程 十七単位

（多様な授業科目の開設等）

第二十一条 単位制による学科を置く専修学校においては、専修学校の教育の機会に対する多様な要請にこたえ、当該専修学校における教育の目的に応じ、多様な授業科目の開設、複数の時間帯又は特定の時期における授業の実施その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（単位の授与）

第二十二条 単位制による学科においては、一の授業科目を履修した生徒に対しては、専修学校の定めるところにより、審査、試験その他の専修学校の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

（各授業科目の単位数）

第二十三条 単位制による学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。

2 高等課程又は一般課程における授業科目について、前項の単位数を

（新設）

（新設）

3| 定めるに当たつては、三十五単位時間の授業をもつて一単位とする。

| 専門課程における授業科目について、第一項の単位数を定めるに当
たつては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容を
もつて構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ
、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な
学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一| 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専
修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二| 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの
範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし
、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専
修学校が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

三| 一の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しく
は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合には、その
組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して専修学校が定める
時間の授業をもつて一単位とする。

4| 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目につい
ては、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認
められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定め
ることができる。

(履修科目の登録の上限)

第二十四条 単位制による学科を置く専修学校は、生徒が各年次にわた
つて適切に授業科目を履修するため、単位制による学科における全課
程の修了の要件として生徒が修得すべき単位数について、生徒が一年
間又は一学期に履修する授業科目として登録することができる単位数
の上限を定めるよう努めなければならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

(新設)

第二十五条 単位制による学科を置く専修学校は、専修学校の定めると

ころにより、生徒が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に当該単位制による学科の教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(単位制による学科を置く専修学校における科目等履修生)

第二十六条 単位制による学科を置く専修学校においては、第十五条の規定により専修学校の授業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という。)に対し、多様な教育の機会の確保について配慮するよう努めるものとする。

2 | 高等課程の単位制による学科を置く専修学校は、当該単位制による学科の生徒が当該専修学校に入学する前に科目等履修生として専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目を履修している場合、教育上有益と認めるときは、当該科目等履修生としての履修を、当該入学した専修学校の高等課程の単位制による学科における授業科目の履修とみなし、その成果について単位を与えることができる。

3 | 専門課程の単位制による学科を置く専修学校は、当該単位制による学科の生徒が当該専修学校に入学する前に科目等履修生として専修学校の専門課程における授業科目を履修している場合、教育上有益と認めるときは、当該科目等履修生としての履修を、当該入学した専修学校の専門課程の単位制による学科における授業科目の履修とみなし、その成果について単位を与えることができる。

(単位制による学科における全課程の修了要件)

第二十七条 第十七条第一項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち昼間学科における全課程の修了の要件は、当該昼間学科に修業年限の年数以上在学し、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数以上を修得することとする。

(新設)

(新設)

一 高等課程又は一般課程 二十三単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数

二 専門課程 三十単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数

2 第十七条第二項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち夜間等学科であるものにおける全課程の修了の要件は、当該夜間等学科に修業年限の年数以上在学し、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に掲げる単位数以上を修得することとする。

一 高等課程又は一般課程 十三単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が二十三単位を下回る場合には、二十三単位）

二 専門課程 十七単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が三十単位を下回る場合には、三十単位）

（単位制による学科に係る読み替え）

第二十八条 単位制による学科に係る第十条から第十三条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第十条、第十一条第一項及び第三項並びに第十二条第一項及び第三項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一條第二項及び第十二条第二項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十一条第四項及び第十二条第四項の規定中「当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十二条第二項及び第四項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

（新設）

第四節 通信制の学科の教育課程等

(通信制の学科の授業時数)

第二十九条 通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業（以下「対面授業」という。）の授業時数は、一年間にわたり百二十単位時間以上とする。

(通信制の学科における授業の方法等)

第三十条 通信制の学科における授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付又は指定し、主としてこれらにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）と対面授業との併用により行うものとする。

2 | 通信制の学科においては、前項に掲げる授業のほか、第十三条第一項の方法による授業（以下「遠隔授業」という。）を加えて行うことができる。

3 | 印刷教材等による授業の実施に当たつては、添削等による指導を併せて行うものとする。

(通信制の学科における添削等のための組織等)

第三十二条 通信制の学科を置く専修学校は、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。
(主たる校地から遠く隔たつた場所に設けられる施設における指導の体制等)

第三十三条 通信制の学科を置く専修学校は、主たる校地から遠く隔たつた場所に直接による指導を行うための施設を設ける場合には、主たる校地において指導を行う教員組織との連携を図りつつ、当該施設における指導を行つたための体制を整えるものとする。この場合において、当該施設は、主たる校地の所在する都道府県の区域内に置か

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

なければならぬ。

(授業科目の開設等に関する規定の準用)

第三十四条 第二十二条及び第二十四条から第二十六条までの規定は、通信制の学科を置く専修学校に、第二十二条及び第二十三条の規定は通信制の学科に準用する。

(印刷教材等による授業科目の単位数)

第三十五条 通信制の学科における印刷教材等による授業の授業科目について単位数を定めるに当たつては、前条において準用する第二十三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める基準により単位数を計算するものとする。

- 一 高等課程又は一般課程 三十五時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて一単位とする。
- 二 専門課程 四十五時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて一単位とする。

第三十六条 一の授業科目について、印刷教材等による授業と対面授業又は遠隔授業との併用により行う場合においては、その組合せに応じ、第三十四条において準用する第二十三条第二項及び第三項並びに前条に規定する基準を考慮して、当該授業科目の単位数を定めるものとする。

(通信制の学科における全課程の修了要件)

第三十七条 通信制の学科における全課程の修了の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 当該通信制の学科に修業年限の年数以上在学し、次のイ及びロに掲げる課程の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数以上を修得すること

イ 高等課程又は一般課程 十三単位に当該通信制の学科の修業年

(新設)

(新設)

(新設)

限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が二十三単位を下回る場合にあつては、二十三単位）

口 専門課程 十七単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が三十単位を下回る場合にあつては、三十単位）

二 百二十単位時間に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の対面授業を履修すること

（通信制の学科に係る読替え）

第三十八条 通信制の学科に係る第十条から第十三条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第十条、第十一条第一項及び第三項並びに第十二条第一項及び第三項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一条第二項及び第十二条第二項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十一条第四項及び第十二条第四項の規定中「当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十二条第二項及び第四項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

第四章 教員

（昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の教員数）

第三十九条 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校における教員の数は、別表第一に定める数以上とする。

2 前項の教員の数の半数以上は、専任の教員（専ら当該専修学校における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。）でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は、三人を下ることができない。

（新設）

第四章 教員

（教員数）

第十七条 専修学校に置かなければならない教員の数は、別表第一に定めるところによる。

2 前項の教員の数の半数以上は、専任の教員（常勤の校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。）でなければならない。ただし、専任の教員の数は、三人を下ることができない。

(削除)

(通信制の学科を置く専修学校の教員数)

- 第四十条 通信制の学科を置く専修学校における教員の数は、別表第一に定める数と別表第三に定める数とを合計した数以上とする。
2 前項の教員の数の半数以上は専任の教員でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は三人を下ることができない。

第四十一条～第四十六条 (略)

(昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積)

- 第四十七条 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

一一の課程のみを置く専修学校で当該課程に一の分野についてのみ学科を置くもの 別表第二イの表により算定した面積

二 一の課程のみを置く専修学校で当該課程に二以上の分野について学科を置くもの又は二若しくは三の課程を置く専修学校で、当該課程にそれぞれ一若しくは二以上の分野について学科を置くもの 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積
イ これらの課程ごとの分野のうち別表第二イの表第四欄の生徒総定員四十人までの面積が最大となるいずれか一の分野について同表により算定した面積
ロ これらの課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第二ロの表により算定した面積を合計した面積

(通信制の学科を置く専修学校の校舎等)

- 第四十八条 通信制の学科を置く専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、当該通信制の学科に係る第四十六条各項に規定する施設を備え

3 夜間学科等を併せ置く場合にあつては、相当数の教員を増員するものとする。

(新設)

第十八条～第二十三条 (略)

(校舎の面積)

- 第二十四条 専修学校の校舎の面積は、次の各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

一一の課程のみを置く専修学校で当該課程に一の分野についてのみ学科を置くものにあつては、別表第二イの表により算定した面積
二 一の課程のみを置く専修学校で当該課程に二以上の分野について学科を置くもの又は二若しくは三の課程を置く専修学校で、当該課程にそれぞれ一若しくは二以上の分野について学科を置くものにあつては、次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積
イ これらの課程ごとの分野のうち別表第二イの表第四欄の生徒総定員四十人までの面積が最大となるいずれか一の分野について同表により算定した面積
ロ これらの課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第二ロの表により算定した面積を合計した面積

(新設)

るほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。

2 通信制の学科を置く専修学校の校舎の面積は、当該専修学校の昼間学科又は夜間等学科の校舎について前条の規定に準じて算定した面積と、当該専修学校の通信制の学科の校舎について次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とを合計した面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

一 一の課程に一の分野についてのみ通信制の学科を置くもの 別表第四イの表により算定した面積

二 一の課程に二以上の分野について通信制の学科を置くもの又は二若しくは三の課程にそれぞれ一若しくは二以上の分野について通信制の学科を置くもの 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ これらの課程ごとの分野のうち別表第四イの表第四欄の生徒総定員八十人までの面積が最大となるいづれか一の分野について同表により算定した面積

ロ これらの課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第四ロの表により算定した面積を合計した面積

第四十九条～第五十二条 (略)

別表第一 昼間学科又は夜間等学科に係る教員数 (第三十九条関係)

(略)

備考

一 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。

二 次に掲げる場合のいづれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。

第二十五条～第二十八条 (略)

別表第一 専修学校の教員数 (第十七条関係)

(略)

備考

この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。

イ 昼間学科と夜間等学科とを併せ置く場合

(口) 第十五条の規定により当該専修学校の生徒以外の者で当該専修学校の一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

別表第二 昼間学科又は夜間等学科の校舎に係る校舎面積（第四十七条関係）

（略）

備考

一) の表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。（口の表において同じ。）
二) 科目等履修生その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合には、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（口の表において同じ。）

別表第二 専修学校の校舎面積（第二十四条関係）

（略）

備考

この表に掲げる算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。（口の表において同じ。）

（新設）

別表第三 通信制の学科に係る教員数（第四十条関係）			
課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野の区分	教員数
高等課	工業関係、農業 関係、医療関係 、衛生関係又は 教育・社会福祉	八十人まで 八十一人から一百 人まで 二百一人から八百 人まで 八百一人から千七 百人まで	3 $3 + \frac{\text{生徒総定員} - 80}{60}$ $5 + \frac{\text{生徒総定員} - 200}{75}$ $13 + \frac{\text{生徒総定員} - 800}{90}$

程又は 専門課	関係	千七百一人以上	$23 + \frac{\text{生徒総定員} - 1700}{105}$
		八十人まで	3
程 一般課	商業実務関係、 服飾・家政関係 又は文化・教養 関係	八十一人から一百人まで	$3 + \frac{\text{生徒総定員} - 80}{60}$
		二百一人から六百五十人まで	$5 + \frac{\text{生徒総定員} - 200}{75}$
程 一般課	工業関係、農業 関係、医療関係 、衛生関係、教 育・社会福祉関 係、商業実務関 係、服飾・家政 関係又は文化・ 教養関係	六百五十一人から一千三百七十人まで	$11 + \frac{\text{生徒総定員} - 650}{90}$
		一千三百七十一人以上	$19 + \frac{\text{生徒総定員} - 1370}{105}$

備考

- 一 この表の算式中生徒総定員のあるのは、学科の属する分野(ア)の生徒総定員をいう。
- 二 次に掲げる場合のいづれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。
 イ 科目等履修生その他の生徒以外の者を学科の属する分野(ア)の生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合
 ロ 主たる校地から遠く隔つた場所に面接による指導を行うため

の施設を設ける場合

別表第四 通信制の学科の校舎に係る校舎面積（第四十八条関係）

イ 基礎校舎面積の表

課程区分	通信制の学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	260
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十一人以上	$260 + 1.8 \times (\text{生徒総定員} - 80)$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	200
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十一人以上	$200 + 1.5 \times (\text{生徒総定員} - 80)$

備考

- 一)この表の算式中生徒総定員とは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。(口の表において同じ。)
- 二)次に掲げる場合のいづれかに該当する場合においては、教育に

支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（口の表において同じ。）

イ 科目等履修生その他の生徒以外の者を学科の属する分野」と

の生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

口 主たる校地から遠く隔つた場所に面接による指導を行うため

の施設を設ける場合

口 加算校舎面積の表

課程 一般	専門 課程	又は 課程	高等 課程	分 区 の 課 程	課 程 の 区 分 する 分 野 の 区 分 通信制の学科の属 する分野の区分	通信制の学科 の属する分野ご との生徒総定員 の区分	面 積 (平方メートル)
文化・教養 関係	社会福祉 関係	商業実務 関係、服 飾・家政 関係又は 生關係又は 教育・	工業關係、農業 關係、医療關係、衛 生關係又是教 育・	工业關係、農業 關係、医療關係、衛 生關係又是教 育・	八十人まで	八十人まで	180
八十一人以上	八十一人以上	八十一人以上	八十一人以上	八十一人以上	140	180+1.8×(生徒総 定員-80)	140+1.8×(生徒総 定員-80)
八十一人以上	八十一人以上	八十一人以上	八十一人以上	八十一人以上	100	110+1.5×(生徒総 定員-80)	100+1.4×(生徒総 定員-80)

○文部科学省告示第七十号

学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令（平成二十四年文部科学省令第十四号）の施行に伴い、並びに学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第三号、第百五十五条第一項第五号及び第一百八十六条第一項第二号並びに専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第十一条第一項及び第三項の規定に基づき、学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

文部科学大臣 平野 博文

学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示

第一 専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修（平成十一年文部省告示第一百八十四号）の一部を次のように改正する。

第一項中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改め、第六号を第八号とし、第三号から第五号まで

を二号ずつ繰り下げ、同項第二号中「において開設する」を「、短期大学、高等専門学校又は専修学校が付随事業として提供する」に改め、「公開講座」の下に「その他の学習機会」を加え、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項各号に掲げる施設において行われる職業訓練に係る学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの

第一項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 専修学校の専攻科における学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの

第二項中「第十条第三項」を「第十二条第三項」に、「1」を「前項」に改める。

第二 専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二　全課程の修了の要件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。

学科の区分	要件
<p>専修学校設置基準（学校教育法施行規則（昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定する昼間学科又は夜間等学科（次条第二号の表において単に「昼間学科又は夜間等学科」といいう。）</p> <p>の表及び次条第二号の表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの</p>	<p>全課程の修了に必要な総授業時数が千七百単位時間以上であること。</p>

		単位制による学科である全課程の修了に必要なもの
		専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科（次条第二号の表において単に「通信制の学科」という。）
	第三条第二号を次のように改める。	と。
二	全課程の修了の要件が、次の表上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。	全課程の修了に必要な総授業時数が三千四百単位時間以上であること。
学科	学科の区分	要件
昼間学科又は夜間等 単位制による学科である もの以外のもの	全課程の修了に必要な総授業時数が三千四百単位時間以上であること。	な総単位数が六十二

通信制の学科	単位制による学科であるもの 全課程の修了に必要な総単位数が百二十 四単位以上であること。
--------	--

第三 専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（平成十七年文部科学省告示第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二号を次のように改める。

二 全課程の修了の要件が、次の表上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。

学科の区分	要 件
専修学校設置基準（学校教育法施行規則第百八十三条の二第二項の規定によるもの）	全課程の修了に必要な総授業時数が二千五百時間以上であること。

令第二号）第四条に定により学年による教育五百九十単位時間以上であること。

規定する昼間学科又は夜間等学科

科（以下この表において

「単位制による学科」と

いう。）であるもの以外

のもの

単位制による学科であるもの

全課程の修了に必要

な総単位数が七十四

単位以上であるこ

と。

専修学校設置基準第五条第一項に規定する通

信制の学科

第四 専修学校の専門課程を修了した者が大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数（平成十年文部省告示第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「課程」を「全課程」に、「に必要な総授業時数」を「の要件」に、「千七百時間以上」を「、

次の表上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるもの」に改め、本則に次の表を加える。

学科の区分	要件
専修学校設置基準（学校教育法施行規則第昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定する昼間学科又は夜間等学科	全課程の修了に必要な総授業時数が千七百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの
単位制による学科であるもの	全課程の修了に必要な総単位数が六十二

専修学校設置基準第五条第一項に規定する通単位以上であること。

信制の学科

第五 専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（平成十七年文部

科学省告示第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二号を次のように改める。

二 全課程の修了の要件が、次の表上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。

学科の区分	要件
専修学校設置基準（学校教育法施行規則第百昭和五十一年文部省八十三条の二第二項の規令第二号）第四条に定により学年による教育規定する昼間学科又課程の区分を設けない学	全課程の修了に必要な総授業時数が三千四百単位時間以上であること。

は夜間等学科

科（以下この表において

「単位制による学科」と

いう。）であるもの以外

のもの

単位制による学科である
もの

専修学校設置基準第五条第一項に規定する通

信制の学科

附 則

この告示は、学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

◎専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修(平成十一年文部省告示第百八十四号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>1 省令第十一條第一項の別に定める学修は、次に掲げる学修とする。</p> <p>一 高等学校の専攻科における学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの</p> <p>二 (略)</p> <p>三 大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校が付随事業として提供する公開講座その他の学習機会における学修、公民館その他の社会教育施設において開設する講座における学修その他これらに類する学修</p> <p>四 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項各号に掲げる施設において行われる職業訓練に係る学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの</p> <p>五 八 (略)</p> <p>2 省令第十一條第三項の別に定める学修は、前項に掲げるもののほか、次に掲げる学修とする。</p> <p>一三 (略)</p>	<p>1 省令第十條第一項の別に定める学修は、次に掲げる学修とする。</p> <p>(新設)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 大学において開設する公開講座における学修、公民館その他の社会教育施設において開設する講座における学修その他これらに類する学修</p> <p>(新設)</p> <p>三 六 (略)</p> <p>2 省令第十條第三項の別に定める学修は、1に掲げるもののほか、次に掲げる学修とする。</p> <p>一三 (略)</p>

（傍線の部分は読替部分）

改 正 案

現 行

(専門士の称号)

第二条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校の同法第二百二十五条第一項に規定する専門課程（次条において「専修学校専門課程」という。）の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、専門士と称することができる。

一 (略)

二 全課程の修了の要件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。

専修学校設置基準（昭和五十一 年文部省令第二 号）第四条に規定する昼間学科	学科の区分	要件
又は夜間等学科	年による教育課程の区分	全課程の修了に必要な総授業時数が千七百時間以上であること。
（次条第二号の表において単に「昼間学科又は夜間等学科」とい う。）	を設けない学科（以下この表及び次条第二号の表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの	百単位時間以上であること。
単位制による学科であるもの	全課程の修了に必要な総授業時数が六十二	

(専門士の称号)

第二条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校の同法第二百二十五条第一項に規定する専門課程（次条において「専修学校専門課程」という。）の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、専門士と称することができる。

一 (略)

二 課程の修了に必要な総授業時数が千七百時間以上であること。

改 正 案

専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科（次条第二号の表において単に「通信制の学科」という。）

° 単位以上であること。

三・四 （略）
(高度専門士の称号)

第三条 専修学校専門課程の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、高度専門士と称することができる。

一 （略）

二 全課程の修了の要件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。

学科の区分	要件
昼間学科又は夜間等学科	全課程の修了に必要な総授業時数が三千四百時間以上であること。
単位制による学科であるもの以外のもの	全課程の修了に必要な総授業時数が三千四百時間以上であること。
単位制による学科であると。	全課程の修了に必要な総単位数が百二十単位以上であること。
通信制の学科	

三・四 （略）

専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科（次条第二号の表において単に「通信制の学科」という。）

° 単位以上であること。

三・四 （略）
(高度専門士の称号)

第三条 専修学校専門課程の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、高度専門士と称することができる。

一 （略）

二 課程の修了に必要な総授業時数が三千四百時間以上であること。

三・四 （略）

◎専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（平成十七年文部科学省告示第百三十七号）

（傍線の部分は読替部分）

		改 正 案			
				現 行	
				要 件	
専修学校設置基準	学科の区分	学校教育法施行規則第百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの	全課程の修了に必要な総授業時数が二千五百九十単位時間以上であること。	一 修業年限が三年以上であること。 二 全課程の修了の要件が、次の表上覽に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。	
信制の学科	専修学校設置基準第五条第一項に規定する通	単位制による学科であるもの	な総単位数が七十四	一 修業年限が三年以上であること。 二 課程の修了に必要な総授業時数が一千五百九十時間以上であること。	
° 単位以上であること					

◎専修学校の専門課程を修了した者が大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数（平成十年文部省告示第百二十五号）

（傍線の部分は読替部分）

		改 正 案		現 行	
		学科の区分		要件	
専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定する昼間学科又は夜間等学科	専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定する昼間学科又は夜間等学科	学校教育法施行規則第百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの	全課程の修了に必要な総授業時数が千七百時間以上であること。	全課程の修了に必要な総授業時数が千七百時間以上であること。	課程の修了に必要な総授業時数が千七百時間以上であること。
専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科	専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科	単位制による学科である（傍線の部分は読替部分）	全課程の修了に必要な総単位数が六十二	全課程の修了に必要な総授業時数が千七百時間以上であること。	課程の修了に必要な総授業時数が千七百時間以上であること。

◎専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（平成十七年文部科学省告示第百三十八号）

（傍線の部分は読替部分）

改 正 案		現 行	
一 (略)		一 (略)	
二 全課程の修了の要件が、次の表上覽に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。		二 課程の修了に必要な総授業時数が三千四百時間以上であること。	
専修学校設置基準 (昭和五十一年文部省令第二号) 第四条に規定する昼間学科又は夜間等	専修学校設置基準 (昭和五十一年文部省令第二号) 第四条に規定する学科の区分	学校教育法施行規則第百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科(以下この表において「単位制による学科」という。)であるもの以外のもの	全課程の修了に必要な総授業時数が三千四百時間以上であること。
三・四 信制の学科	三・四 専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科	四 単位 と。 な な と。	四 単位 以上であるこ と。

専修学校における単位制・通信制の制度化（その1）

背景

生涯学習機会の充実の観点から

●社会人等の多様な学習ニーズへの対応

産業・就業構造の変化に伴い、社会人においては、自分自身でスキルアップやキャリア変更を行うことを求められる場面が増加。学習の時間や場所に制約を受けることが多い社会人が、動きながら学習しやすくなるよう、多様な学習スタイルに係る環境整備が必要。

●短期教育プログラムの積み上げ・単位制導入による体系的な学習成果の評価の促進

専修学校の現行制度は、1年以上の授業時数制・学年制の教育課程を基本。学習者の多様なニーズに応えるため、短期教育プログラム積み上げ方式の教育や、これらの教育の体系的な学習成果の評価を促進。

現状・課題

●学年制

専修学校は必ず1年間を通して800時間以上の授業を開設し、学習者は各学年ごとに課程の修了認定を受けなければならず、社会人等が仕事と学習を両立させることのが困難。

●通学制

通信制が制度化されていない専修学校では、座学による講義であっても、印刷教材、視聴覚教材の送付・添削等による方法で行うことが認められていない。
※ 国家資格者養成課程の中には、既に通信制の教育が認められているものもある（看護師、理容師・美容師、製菓衛生師など）が、専修学校で行う場合は非正規の課程として取扱い。
→ 非正規課程であるため「修了者に大学等への入学資格が認められない」、「奨学金等の生徒への就学補助も対象外」などの現状がある。

対応方策

「単位制による教育」を制度化

→ 学年による教育課程の区分を設けず、自己のペースで短期教育プログラムの単位の積み上げににより、専修学校の正規課程を修了する学習スタイルを構築。

「通信制の教育」を制度化

→ 学びたい時間に学べる場所で学習することができる印刷教材等による授業の実施が可能。

関係答申・提言等

◆新成長戦略(H22.6.18開議決定)
専修学校への単位制・通信制の導入
→ 専修学校での社会人受入れ総数15万人

◆中央教育審議会答申

「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方にについて」(H23.1.31)
社会人等の多様な学習者のライフスタイルに即した教育環境の整備を図る観点から、「単位制学科」、「通信制学科」の制度化を期待

◆専修学校教育の振興方策等に関する調査

◆研究報告(H23.3)

多様な学習者のニーズに応じた学習機会の提供に向け、通信制・単位制の教育の制度化

自己のペースに合った学習スタイルを求める社会人等のニーズに、応えることができるていない。

生徒が自己的ペースで学習できる教育環境を整備

専修学校における単位制・通信制の制度化（その2）

単位制の主なポイント

(1) 各学年の教育課程の区分を設けない学科

教育上有益と認めるとときは、学年による教育課程の区分を設けず、各学年の課程の修了の認定を行わないうことが可能。
→単位制による学科の設置が可能。

(2) 単位制による学科の課程修了の要件

・高等課程・一般課程 = 23単位 [13単位] × 修業年限
・専門課程 = 30単位 [17単位] × 修業年限 [内]には夜間等

※從来、専修学校の授業時数は、1年当たり800時間以上としていたことを踏まえ、単位制導入による学科の授業時数も800単位時間の授業を開設。

(単位時間:1コマの授業に当たられる時間で、専修学校については50分を標準とする)

(3) 各授業科目の単位数

・高等課程・一般課程
35単位時間の授業をもつて1単位

・専門課程
45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外の学修等を考慮して次の基準で計算

[講義・演習：15～30時間までの範囲で学校が定める時間をもつて1単位
実験・実習等：30～45時間までの範囲で学校が定める時間をもつて1単位]

(4) 長期にわたる教育課程の履修

職業を有する生徒等が、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する場合、長期にわたる計画的な履修を認めることができる。

(5) 単位制による学科の科目等履修生

専修学校の生徒以外の者が、専修学校の正規課程の授業科目を履修し、後に専修学校の単位制による学科に入学した場合、入学前に修得した単位を当該専修学校の単位とみななし、その単位を付与することが可能。

通信制の主なポイント

(1) 通信制の学科の設置

専修学校による教育を行う学科(通信制の学科)を置くことができる。通信制の学科を新たに設置する場合は、所轄庁の認可を要する。
要件
・昼間学科又は夜間等学科(通信制の学科)を既に置く学校であること
・通信制の学科における教育は、既に設置する通信制の学科における教育の専攻分野と同じであること

(2) 授業の方法等

①印刷教材その他これに準ずる教材を送付又は指定し、主としてこれらにより学修させる授業(印刷教材等による授業)
②対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義(対面授業)
との併用により行う。
※①の一部を多様なメディアを高度に利用した授業(e-ラーニング等)で行うことも可

(3) 通信制の学科の課程修了の要件

①次の課程の区分に応じ定める単位数以上を修得
高等課程・一般課程 = 13単位 × 修業年限(但し、23単位を下ることは不可)
専門課程 = 17単位 × 修業年限(但し、30単位を下することは不可)
②120単位時間 × 修業年限分の授業時数以上の対面授業を履修
※実習等を中心とする専修学校教育の特性を踏まえ一定以上の対面授業を必須

(4) 通信制の学科における教員数・校舎面積

通信制の学科では、一人の教員が多くの生徒を担当することが可能であり、校舎に通学する生徒数も少なくなることから、
・教員数の基準：通信制の算定式の基準を2/3倍
・校舎面積の基準：通信制の算定式の基準を3/5倍とする。

(5) 広域通信制の取扱い(サテライト施設を置く場合)

サテライト施設を設ける場合の要件
・設置は主たる校地の所在する都道府県の区域内に限る
・サテライト施設の校地校舎等の状況、教育体制について所轄庁へ届出
・サテライト施設の教育に充てる教員・校舎面積を、教育に支障のないよう増加

専修学校設置基準

第五条関係

専修学校設置基準

第三十条関係

学校教育法施行規則

第二百八十三条の二関係

専修学校設置基準

第二十七条関係

専修学校設置基準

第二十三条规定

専修学校設置基準

第二十五条関係

専修学校設置基準

第二十六条関係

専修学校設置基準

第三十三条関係

専修学校における単位制・通信制の制度化（その3）

単位制の学習モデル（イメージ）

【専門課程、修業年限3年間、総修得単位数90単位】



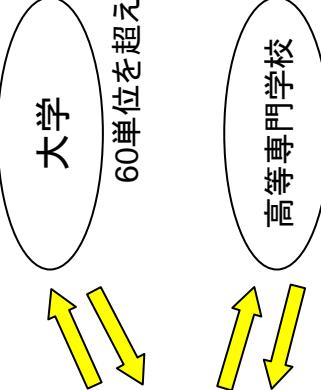
時期によって学習量を
変えることにより、学
習と仕事を両立

卒業

90単位修得

単位互換の仕組み

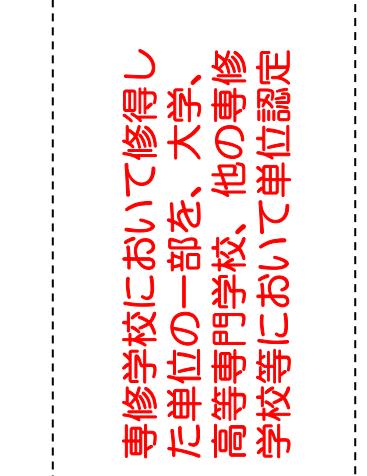
例：修業年限3年の専門課程
90単位



専修学校において修得し
た単位の一部を、大学、
高等専門学校、他の専修
学校等において単位認定

30単位を超えない範囲

60単位を超えない範囲

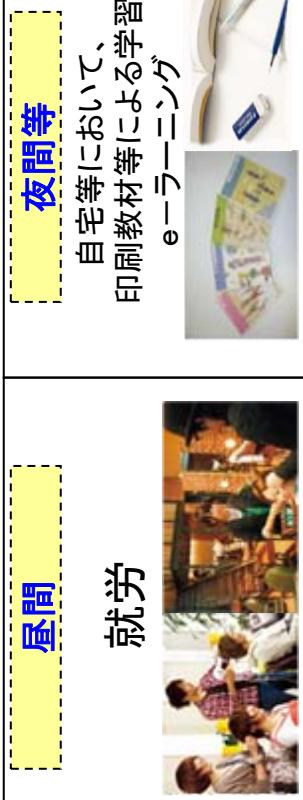


専修学校において修得し
た単位の一部を、大学、
高等専門学校、他の専修
学校等において単位認定

通信制の学習モデル（イメージ）

【専門課程、修業年限3年間、総修得単位数51単位】

※美容師養成の例



学校へのスクーリング
実験・実習・面接指導

自宅等において、
印刷教材等による学習
e-ラーニング



働きながら
単位を修得
して、卒業

600時間以上の実習を実施
(総授業時数の約2分の1)

通信教育と対面授
業(実習等)の組み
合わせによる効率
的な職業教育

専修学校における単位制・通信制の導入に伴う文部科学省関係告示の整備について

改正のポイント

1. 専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修の範囲の拡大

多様な形態による学修の成果が専修学校において適切に評価されるよう、専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修の範囲に、新たに以下の学修を追加

- (1) 高等学校の専攻科における学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの
- (2) 短期大学、高等専門学校又は専修学校が付随事業として提供する公開講座その他の学習機会における学修
- (3) 職業能力開発促進法第十五条の六第一項各号に掲げる施設（職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校・職業能力開発短期大学校等）において行われる職業訓練に係る学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの

2. その他関係告示の規定の整備

単位制・通信制の導入に伴い、単位修得による学修評価の方法がとられることに応じた関係告示の規定の整備

- ・専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号に関する規程
- ・専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に關し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（大学入学資格）
- ・大学の編入学に係る専修学校の専門課程の総授業時数
- ・専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に關し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（大学院等入学資格）

3. 施行日

学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行の日（平成24年4月1日）